

・東飯田→東・南山田→南  
・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは  
別紙「令和7年度版九重町のごみの分け方」  
裏面をご覧ください。

- 別紙「令和7年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- 気象状況(台風や大雪)でごみ収集ができない場合があります
- 収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- 町指定のごみ袋以外は収集しません
- 正しく分別していないものは収集しません

8 月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1 分別 <small>ペットボトル</small>	2 分別 <small>陶磁器類</small>	3 分別 <small>ガラス・金属アルミニウム類</small>	蛍光管・電球 <small>電化製品</small>	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 <small>タグ・雑誌・紙パック・ボックス・雑がみ・衣類</small>
1 金	野・南							
2 土				東				
3 日								
4 月	飯・東							
5 火	野・南							
6 水		飯・東・南					野・南	
7 木	飯・東	野						
8 金	野・南							
9 土				飯				
10 日								
11 月	飯・東							

## 部落差別等あらゆる 不当な差別をなくす運動月間

1965年(昭和40年)8月に、「同和問題(部落差別)の早急な解決が国の責務であり、国民の課題である」とした「同和対策審議会答申」が出されました。大分県では、この答申が出された8月を「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」と定め、さまざまな人権問題に関する理解を深める機会としています。

2016年(平成28年)に差別解消三法(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)が施行されましたが、今もなお差別や偏見は残っています。情報化の進展などの社会情勢の変化により、人権課題が複雑化しているなかで、一人ひとりが人権について正しく学び、課題解消に向けた行動につなげていくことが大切です。

### <部落差別に関する相談窓口>

九重町隣保館 ..... 0973-76-2468



みんなの人権110番--0570-003-110

### <本人通知制度の相談窓口>

九重町住民環境課 ..... 0973-76-3802



本人通知制度は、右の二次元コードからもお申込みをしていただけます。

### ～本人通知制度に登録しましょう～

事前に登録することで、第三者があなたの住民票等の交付を受けたとき、お知らせします。多くの方が登録することで、戸籍などの不正取得の抑止につながります。

## リサイクル

- ペットボトル
- 缶びん

ペットボトルと缶びんは分けて指定袋に入れていただきますようご協力お願いします

特に分別の悪いペットボトルは、リサイクルできない可能性があります。

私たちが排出したペットボトルのリサイクルを進めるため、分別の改善にご協力ください。

☆ペットボトルのラベルをはがす。  
(はがしたラベルは燃えるごみへ)

☆キャップをとり中身を空にして水ですすぐ。  
(キャップは燃えるごみへ、また金属製のキャップは第3分別でリサイクルへ)

☆汚れたひどいものはリサイクルできないので、燃えるごみへ。

### 家電4品目の リサイクル方法



- ★ テレビ
- ★ 洗濯機・衣類乾燥機
- ★ 冷蔵庫・冷凍庫
- ★ エアコン

家電4品目は、家電リサイクル法の対象となり、家庭ごみとしての収集はしません。

廃棄する場合は、次のいずれかの方法で処分してください。

### ● 家電小売店で処理をする場合 ●

1. 小売店に処理したい家電製品を持っていく
2. 「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を支払い、引き取ってもらう

### ● 玖珠清掃センターに持ち込む場合 ●

1. 家電製品を持って郵便局へ行く
2. 郵便局で「リサイクル料金」を支払い、リサイクル券をもらう
3. 家電製品とリサイクル券を持って玖珠清掃センターへ行く
4. 玖珠清掃センターで「収集運搬料金」2,820円を支払い、引き取ってもらう

### ごみ袋の出し方について

ごみの散乱を防ぐため、ごみ袋からごみがでないように袋の口をしっかりと結んで出しましょう!

### このこえ健康ダイヤル

(電話による健康・医療相談サービス 0120-511-658)